

令和8年6月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月1日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 水 野 伸 明 君	財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君
情 報 政 策 課 長 篠 宮 寛 敬 君	消 防 防 災 課 長 栗 原 幸 雄 君
税 務 課 長 小野寺 千 枝 君	市 民 課 長 田 中 めぐみ 君
高 齢 者 支 援 課 長 松 本 里 奈 君	福 祉 課 長 吉 田 智 絵 君
こども未来応援課長 土 馬 健太郎 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 佐 近 久 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	会 計 課 長 生 貫 栄 一 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡 邊 弘 則 君	議 会 係 長 忍 足 篤 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 諸般の報告

第2 行政報告

第3 会期の決定

第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明

議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について

議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算
議案第32号 動産の買入れについて

第6 休会の件

開 会

令和8年6月1日（月） 午前10時09分開会

○議長（戸坂健一君） 出席議員は15名全員でありますので、ここに議会は成立いたしました。

これより令和8年6月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（戸坂健一君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

初めに、今期定例会における地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者の職氏名等の通知については、お手元に配付の資料により御了承願います。

次に、令和8年5月11日に千葉市において開催されました千葉県自治体病院経営都市議会協議会第43回総会において、役員改選により会長に松戸市、副会長に本市が選任されました。

次に、令和8年3月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物を配付してございますので、それによって御承知をいただきたいと存じます。

以上で、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（戸坂健一君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） 本日、令和8年6月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、物価高騰支援事業の進捗状況について申し上げます。

まず、かつうらデカ盛り応援券事業であります。市内の登録店舗で利用できる1人当たり1万円のクーポン券の配付を現時点で約8割終了しており、今月上旬までに完了する予定です。なお、利用期間は6月15日から8月31日までです。

次に、省エネ家電購入支援事業であります。エネルギー消費性能の優れた家電製品を購入した市民に対し、購入金額の3分の1、上限を5万円として補助するものであり、去る5月1日から申請受付を開始したところです。5月29日時点で申請件数54件、申請額にして228万9,000円の交付申請がありました。

次に、水道料金軽減支援事業であります。水道契約者に対し、その基本料金の一部として、一月当たり935円を補助し、支援するものであります。支援期間としましては、検針が偶数月の場合は、本年8月検針分から、検針が奇数月の場合は、本年9月検針分から、それぞれ5か月間にわたり支援する予定であります。

このほかにも、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した支援事業につきまして、順次実施しており、引き続き、市民及び事業者への物価高騰に対する支援を図ってまいります。

結びに、市政懇談会について申し上げます。

去る5月20日、将来のまちづくりや市民生活向上について、市と各行政区が意見交換をする場として、各区の区長の出席の下、市政懇談会を開催しました。

会議の中では、物価高騰支援事業や防災対策などについて市政報告を行ったほか、各区から市道整備や地上デジタル放送難視対策などの地域課題について、要望や意見を頂戴しました。

今後も各区からの要望などに対し適切に対応するとともに、御協力を賜りながら市政発展に向け各種施策に取り組んでまいります。

以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（戸坂健一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月11日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（戸坂健一君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、寺尾重雄議員及び戸部薫議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明

○議長（戸坂健一君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承を願います。

日程第5、議案を上程いたします。議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について、議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第27号から議案第30号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について申し上げます。

本案は、海業推進に資する事業の資金に充てるため、勝浦市海業推進基金を設置しようとするものであります。

次に、議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、マイナンバーカードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書が交付されることなどに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政財産をその用途または目的を妨げない限度において使用を許可した場合の使用料に関し、学校施設において今後想定される使用形態に対応した使用単位の見直しを行うとともに、使用者の居住地等の区分に応じた使用料の設定等を行うため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部改正により、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の特例措置が設けられたことから、市民税非課税者に対する特例減免制度を設けるため、所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第27号から議案第30号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算から1,350万6,000円を減額し、予算総額を131億4,349万4,000円にしようとするものであります。

債務負担行為においては、1件を追加しようとするものであります。

地方債においては、1件の限度額を変更しようとするものであります。

以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） この際、担当課長から補足説明を求めます。鈴木財政課長。

〔財政課長 鈴木和幸君登壇〕

○財政課長（鈴木和幸君） それでは、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

説明は、まず歳入歳出予算について、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算に併せ説明させていただきますので、御承知願います。

恐れ入りますが、12ページをお開き願います。

歳出であります。

初めに、3款民生費です。中段の3項生活保護費、1目生活保護総務費で補正額183万5,000円、2目扶助費で1,720万円につきましては、国が平成25年度から実施した生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日の最高裁判決においてデフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったと指摘され、違法と判断されたことに加え、追加給付を行うこととなったため、今回計上するものであります。

生活保護総務費183万5,000円は、追加給付分の生活保護費1,720万円の追加給付事務を行うための事務費等であります。

財源として、生活保護総務費183万5,000円については全額、国庫支出金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を、扶助費1,720万円については、国庫支出金、生活保護費等負担金1,290万円を見込んでおります。

次に、14ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、説明欄の地域農業構造転換支援事業で339万2,000円の計上であります。

こちらにつきましては、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善等に必要な農業用機械、施設の導入等を支援する事業であり、農業用機械、施設導入等の総額1,244万2,000円の10分の3以内、339万2,000円を補助するものであります。

この財源として、全額、16款県支出金、地域農業構造転換支援事業補助金を見込んでおりま

す。

次に、6目林業費、小規模治山緊急整備事業で233万2,000円につきましては、浜行川地先の浜行川隧道付近において、令和8年3月に山林斜面の崩落があったことから、今後、小規模治山事業により防護工事を実施するため、測量業務委託料を計上するものであります。

財源として、全額、繰入金、ふるさと応援基金繰入金を予定しております。

次に、2項水産業費、2目水産業振興費、海業推進基金積立金2,500万円につきましては、企業から海業推進を支援することを目的に御寄附いただけることとなり、海業に必要な資金として積み立てるため、新たに勝浦市海業推進基金を設置して、この寄附金を当該基金に積み立てるものであります。

財源として、全額、寄附金、企業版のふるさと応援寄附金を予定しております。

なお、勝浦市海業推進基金の設置については、今議会において、当該基金条例の制定について併せて御提案しております。

次に、16ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、地域経済循環創造事業641万7,000円につきましては、地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に資する地域密着型新規事業の立ち上げ支援のための交付金事業として、令和7年度に引き続き、令和8年度分の事業について、総務大臣より令和8年4月に交付決定通知を受けたことから、今回、追加計上するものであります。

この財源として、国庫支出金、地域経済循環創造事業交付金で427万8,000円、一般財源213万9,000円を計上しました。

なお、一般財源213万9,000円については、特別交付税措置の対象であり、措置率は50%であります。

次に、17ページを御覧願います。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目橋りょう維持費、右の説明欄、道路メンテナンス事業6,177万6,000円の減額につきましては、松部地内のJR外房線の軌道をまたぐ市道松部荒川線の松部1号橋をJR東日本に委託し修繕する事業であります。当初予算に計上した事業費1億3,885万8,000円に対し、令和8年4月7日付の国の事業費の内定通知では、事業費は7,708万2,000円と6,177万6,000円の減額となったことから、この減額分を当年度予算から減額するものです。

なお、当該事業は令和8年度中の完了が見込めないため、減額分の6,177万6,000円については、令和9年度までを期間とする契約をJR東日本と締結するため、今回、債務負担行為を設定するとともに、当初見込んでいた特定財源である国庫支出金、道路メンテナンス事業費補助金、市債、橋りょう改良等事業債及び繰入金、公共施設等整備基金繰入金を、この減額分6,177万6,000円に併せて減額するものであります。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、特定財源の組替えであります。

こちらにつきましては、都市計画基礎調査業務委託料771万1,000円に対する財源として、特定財源のその他、ふるさと応援基金繰入金で同額の771万1,000円を計上しておりますが、このたび、県支出金として、都市計画基礎調査委託金300万円が交付見込みとなったことから、特定財源について、その他のふるさと応援基金繰入金300万円を減額し、国県支出金に組み替えるものであります。

次に、19ページをお開き願います。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、右の説明欄の学校給食費補助事業で2,290万円の減額、ページ中段の2 項小学校費、右の説明欄の就学援助事業、準要保護児童援助費69万9,000円の計上、それから次の20ページをお開き願います。

5 項保健体育費、3 目学校給食費については、財源の組替えを行うもので、これら3 件については、国の学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化に係る千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金交付要綱が制定されたことを受け、今回、所要の補正を行うものです。

恐れ入りますが、19ページにお戻り願います。

国・県の給食費負担軽減交付金の財源充当先は、1 項教育総務費、2 目事務局費の学校給食費補助金としていたところですが、県の交付要綱では、補助対象経費が学校給食に係る食材費とされたことから、国県交付金分等を減額し、充当額分を超える給食費の自己負担分、本市の小学校給食費は1 食当たり390円で、このうち、国県交付金額を児童数、基準食数から1 食当たりに換算すると287円、差引き103円が国県交付金では賄えない自己負担分であり、この自己負担分に対して市補助とするため補正を行うものです。

国県交付金の充当先としては、賄材料費を計上している次の20ページの5 項保健体育費、3 目学校給食費に組み替え、一方で、財源としていた歳入の13款分担金及び負担金の小学校児童給食費負担金を減額するものであります。

恐れ入りますが、19ページにお戻りください。

ページ中段の右の説明欄、就学援助事業、準要保護児童援助費69万9,000円につきましては、国県交付金の充当額分を超える給食費の自己負担分について、準要保護児童については、補助金による支援ではなく、勝浦市就学援助に関する規則により扶助費にて扶助するため、新たに計上するものであります。

また、県の交付要綱制定により、国費分の交付金の流れについては、県費として県から市へと一本化して交付されることとなりました。

恐れ入りますが、10ページにお戻り願います。

この一本化に伴い、ページ上段の歳入、15款国庫支出金、給食費負担軽減交付金1,106万8,000円を減額し、これを中段の16款県支出金、8 目教育費県補助金、給食費負担軽減交付金に追加計上しております。

重ね重ね恐れ入りますが、19ページをお開き願います。

ページ下段、4 項社会教育費、2 目図書館費、図書館管理運営経費415万6,000円につきましては、老朽化した高圧受変電設備を廃止し、低圧電力設備への変更に伴う改修工事費385万円とこの改修に伴う電力契約の変更に係る電気料金の増額分30万6,000円を追加計上するものであります。

次に、債務負担行為について御説明します。

ページをお戻りいただいて、4 ページをお開き願います。

こちらにつきましては、先ほど歳出の7 款土木費で御説明いたしました道路メンテナンス事業で減額する6,177万6,000円を限度額として令和9 年度までを期間とする橋りょう修繕工事（松部1 号橋）に係る契約をJ R 東日本と締結したいため、債務負担行為を設定するものであ

ります。

次に、地方債について御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

こちらにつきましては、地方債の変更でありまして、こちらも先ほど歳出で御説明いたしましたように、土木費の道路メンテナンス事業、松部 1 号橋の橋りょう修繕工事費の減額に伴い地方債を変更するもので、橋りょう改良等事業で1,030万円減額し、限度額を3,460万円に変更しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第31号 令和 8 年度勝浦市一般会計補正予算（第 1 号）の補足説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第32号 動産の買入れについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第32号 動産の買入れについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市内小学校において使用する学習用タブレット端末等を買入れることについて、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に定める予定価格2,000万円以上の動産の買入れに該当することから、議会の議決を求めようとするものであります。

業者選定に当たっては、千葉県共同調達により一般競争入札にて選定したものであります。

以上で、議案第32号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもちまして、市長及び担当課長からの補足説明を終わります。

休 会 の 件

○議長（戸坂健一君） 日程第 6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明 6 月 2 日は、議案調査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、明 6 月 2 日は休会することに決しました。

散 会

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

6月3日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時40分 散会

本日の会議に付した事件

- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告
- 1. 会期の決定
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 議案第27号～議案第32号の上程・説明
- 1. 休会の件